

復興大臣

田 中 和 徳 様

震災からの復旧・復興対策に係る

要

望

書

令和2年8月

宮城県議会議長 石 川 光次郎

震災からの復旧・復興対策に係る要望書

本県沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発災から、9年5か月が経過しました。これまで、国においては、東日本大震災復興交付金をはじめ、特別な財政支援の枠組を整備していただいたほか、震災からの復旧・復興に資する各種制度を創設していただくとともに、集中復興期間後の平成28年度以降も特例的な財政支援措置を基本的に継続していただき、自治体の負担が生じるものについても、被災自治体に相当程度配慮された方針が示され、心から感謝しております。本県においても本県被災者の生活再建及び産業等の復興完遂に向け、県民一人一人が着実に歩みを進めているところです。

しかしながら、復旧・復興事業が膨大かつ長期にわたることなどにより、事業に携わる自治体職員が依然不足している中、子どもからお年寄りまでの被災者の心のケア問題をはじめ、地域コミュニティの再構築、高齢者の生活支援など、被災地においては、時間の経過とともに顕在化・深刻化する様々な課題を抱えており、対応に苦慮しています。また、東京電力福島第一原子力発電所事故に関しては、深刻の度を増す汚染水の問題について早期の収束が図られておらず、さらに、放射性物質の汚染による農林水産物の出荷制限に伴う実害のほか、原発事故に起因する風評による被害は依然として深刻です。県内産業はこのような大変厳しい状況にあり、県民に大きな不安を与えているとともに、本県の復旧・復興の進捗を著しく阻害しています。

今年度は、復興庁設置法等の一部を改正する法律案が可決され、復興庁の設置期間が10年間延長されました。本県が抱える様々な困難を解消し、真に震災からの復旧・復興を成し遂げるためには、解消に向けた自助努力はもとより、国による財政支援や税制上の優遇措置に加え、各種の規制緩和、人的支援など、長期にわたる特例的な支援が必要です。また、原発事故に関して、被害者の十分な救済及び事故の早期完全収束に向けた確実な対応が求められます。

つきましては、国においては、引き続き東日本大震災からの復旧・復興を最優先課題としていただき、被災地の実態に即した特例的な財政支援の継続や復旧・復興に係る各種制度の改善・拡充を図っていただくほか、原発事故への対応について、国の責任の下、令和3年度以降も確実な対策が講じられるよう、別添のとおり要望いたします。

要 望 項 目

1 東日本大震災復興関連予算の確保及び運用等

震災からの復旧・復興事業に関しては、これまで東日本大震災復興交付金や東北観光復興対策交付金等、被災した自治体への特例的な財政援助の枠組の整備に特段の配慮をいただいたほか、令和元年12月に定められた『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」においても、被災地の実情を踏まえ、要望をおおむね反映していただきました。

被災地が真の復興を果たすために、一日も早い復旧事業の完成はもとより、地域住民の安全で安心な暮らしや地域経済再生、観光振興、産業振興等を支え被災地の復興を牽引する復興道路及び復興支援道路、河川・海岸堤防や港湾等の復旧・復興事業等被災自治体が必要としている事業に対する財政支援や各種制度を確実に講じ、復興の完遂に向けた特例的な予算措置が今後も継続されるよう求めます。また、制度の運用についても、地域の実情に応じた柔軟な対応を求めます。

2 復旧・復興に要する人的支援の継続

現在、本県及び被災市町においては、復興交付金などの復興財源が配分され、震災復興計画などに基づき復興・創生期間内の事業完了に向け全力を尽くしています。

しかしながら、防潮堤など公共土木施設の災害復旧・復興事業などのハード事業においては、やむを得ない事情により復興・創生期間内に完了せず繰越が必要となる事業の発生が危惧されるほか、心のケア、地域コミュニティの再生といった被災者支援事業などのソフト事業については、復興・創生期間後においても事業の継続が必要となっています。

これまで本県では、正規職員の派遣、任期付職員の採用・派遣、派遣の受入が不要となった自治体から他自治体への振替調整など、被災市町の職員確保に努めてきましたが、全国各地で広域的に発生する災害への対応や行財政改革等に伴う厳しい環境の中で、派遣の打切りや派遣者を減員させる自治体が増えるとともに、任期付職員も応募者数の減少により十分な人数を確保できないなど非常に厳しい状況に置かれております。

つきましては、復興・創生期間後も実施せざるを得ない事業の推進に必要な事務職や土木職などの職員の派遣について、支援の継続を求めます。

3 中小企業等グループ施設等復旧整備事業における財政支援の継続

中小企業等グループ施設等復旧整備事業については、東日本大震災に係るものとして資材等価格の高騰に対する増額措置や新分野需要開拓等を見据えた新たな取組への対応など、制度が拡充されたことにより着実に復旧が進みました。

しかしながら、復旧に必要な土地造成が令和2年度に完成する地区等があることから、これらの地区等については、令和3年度においてもグループ補助金の募集を認め、制度の改善や弾力的な運用とあわせて財政措置するよう求めます。

4 二重債務問題対策に係る支援の継続

宮城県産業復興相談センターは、被災事業者の再生に向けた相談、助言業務を担い、中小企業者の事業再建に大きな役割を果たしています。

とりわけ、震災前債務の買取支援を受けた中小企業者に対しては、計画どおりの事業展開が図られるよう、売上増加に向けた販路開拓の支援など、継続したフォローアップが必要となります。

つきましては、中小企業者の事業再建がなされ、本格的な復旧・復興が図られるよう、宮城県産業復興相談センターの存続について、引き続き支援を求めます。

5 被災した子どもの心のケア対策充実のための継続した財源と人的資源の確保等

本県では、東日本大震災により多くの子どもが心に深い傷を負っています。このような子どもたちを支援するため、子どもの心のケア対策の事業を実施していますが、今後も中長期的な子どもの心のケア対策の継続が必要です。

東日本大震災後に出生した子どもの中には、被災により精神的・経済的に不安定な親の影響により、心のケアが必要な子どもも見られます。このような状況を踏まえ、被災した子どもの心のケア対策の事業への十分な財源と教職員の震災復興加配措置をはじめとした人的資源の確保を継続して実施するとともに、震災後に出生した子どもについても、補助の対象として明確に規定するよう求めます。

また、東日本大震災から10年を迎えるに当たり、世界に類がない震災が子どもの発達、成長に与えた影響や、不登校等の状況の記録（データ）・報告等をまとめた「東日本大震災子ども白書」を作成するよう求めます。

6 被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援の実現

一部の土地区画整理事業の整備が終了していないものの、県内の各地域では、災害公営住宅の整備が終了し、また、防災集団移転事業も全ての地区で住宅建設が可能な状況となり、恒久住宅への入居が順次進んでいます。

一方、東日本大震災の発生から9年を経過した現在においても、土地区画整理地や防災集団移転地での住宅再建が果たされておらず、約30人の方々が応急仮設住宅での避難生活を余儀なくされており、また、災害公営住宅など恒久住宅への移転後においても、コミュニティの形成や高齢化、独居、生活再建など被災者を取りまく課題は多様化、複雑化しています。

こうした状況の中、今後一層のコミュニティの形成・再生や心のケア、見守り、相談対応、被災した子どもへの学習支援やコミュニティ支援を行うなど、被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目のない支援の実現を図るため、その財源として被災者支援総合交付金の交付を継続して実施するよう求めます。

7 移転元地の利活用の促進

被災市町が防災集団移転促進事業により買取りを行った移転元地については、小規模であり、公有地と民有地が混在している等の理由から、特に沿岸部において土地利用の推進が進んでいない状況にあります。

国においては、これまでも「防災集団移転促進事業の移転元地等を利活用する場合の支援施策パッケージ」等を示していただいたほか、所有権移転登記の登録免許税の免税措置をしていただいておりますが、移転元地の利活用の促進を図るため、復興・創生期間後も被災市町が行う移転元地の集約等の事業に係る費用に対し、東日本大震災復興交付金の効果促進事業に代わる財政支援を求めるとともに、免税措置の延長を求めます。

さらに、土地の活用が図られるまでの維持管理に要する費用についても、必要な財政支援を求めます。

8 災害公営住宅に係る家賃低廉化事業の補助率の維持

災害公営住宅の家賃補助に直接つながる家賃低廉化事業の補助率は、これまでの6分の5を建物の管理開始から10年で打ち切り、11年目以降は激甚災害並みの3分の2に切り下げる方針が表明されました。

災害公営住宅を建設した自治体は現行の補助率が建物の管理開始から20年間継続されることを前提に、種々の被災者支援策を講じてきており、中途での補助率の切下げは、被災者や被災自治体にとって、死活的な問題となります。従来どおりの補助率での継続した支援を求めます。

9 復興・被災者支援に取り組むNPO等への支援の継続

本県では、NPO等の「絆力」を活かした復興・被災者支援事業と、被災者支援総合交付金「心の復興」事業を実施し、復興・被災者支援に取り組むNPO等の取組を支援しているところです。

NPO等による取組は、被災者支援や復興支援において重要な役割を果たしてきましたが、復興の進捗状況に地域差が出ていることや地域・個人の課題が多様化していることから、今後もNPO等によるきめ細かいニーズ把握や取組に大きな期待が寄せられています。

しかしながら、本県内のNPO等の多くは依然として運営基盤がぜい弱であり、寄附や助

成等が増加し、さらに、新型コロナウイルス感染症の流行により経済状況が悪化する中、復興・創生期間後も取組を継続し、発展させるためには、財政的支援が不可欠であることから、補助事業の継続を求めます。また、事業の実施に当たっては、通年で取り組む事業であっても補助対象外となる期間が生じなくなるように、地方自治体の事務手続の実態に合わせた対応並びに事務手続の簡素化等を求めます。

10 東日本大震災地震津波防災ミュージアム等の整備

東日本大震災を経験した我が国が、震災で生まれた各種の「絆」を育み、震災の経験と教訓を後世に伝えるとともに、世界の震災・津波対策の向上に貢献していくことを目的とする震災津波博物館等の複合拠点施設を、国において、最大の被災県である本県に整備するよう求めます。

11 被災した鉄道各線の復旧及び復興まちづくりへの支援

本県沿岸部のJR各線については、津波による甚大な被害を受けましたが、仙石線、石巻線に続き、平成28年12月には常磐線の運行が再開され、令和2年3月には全線開通となった一方、気仙沼線・大船渡線においては、鉄道の整備・発展に尽くされた地域の先人への敬意を将来世代に伝えつつ、BRT（バス高速輸送システム）での本格復旧が合意され、令和2年4月1日をもってBRT区間の鉄道事業が廃止されました。

こうした中、鉄道及びBRTによる復旧路線については、沿岸部の被災市町において、復興まちづくりと密接に関わるものであることから、まちづくりとの整合を図りつつ、地域振興に寄与する上で求められる利便性の向上が図られるよう、国による積極的な支援を求めます。

12 事業復興型雇用確保事業の延長

事業復興型雇用確保事業については、これまでに3万人を超える雇用を創出するなど、被災地における安定的な雇用の創出に大きな役割を果たしており、復旧・復興を進める上で大変有効な制度となっています。

一方、現在の制度では、グループ補助金などの産業政策の支援を受けた事業所が令和2年度末までに事業を開始することが支給の要件とされていますが、復興まちづくりに時間を要している沿岸部では、令和2年度末までに事業所を新設・再建した上で、求職者を雇い入れることが困難な状況です。

こうした被災地の実情を踏まえ、事業復興型雇用確保事業の実施期間を延長することを求めます。

13 地方において必要な外国人材を確実に確保できる実効性のある対策

本県の沿岸部においては、人口減少や復興の加速により、地域の基幹産業である水産加工業等において、慢性的な人手不足の状態が続いており、事業の継続に支障を来すことが懸念されています。

こうした中、国内における人手不足の深刻化に対応するため、平成31年4月1日から「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行され、外国人材の受入拡大に向けた新たな在留資格「特定技能」の創設を含む新たな外国人受入制度が始まりました。

「特定技能」は転職が可能なので、賃金水準の高い首都圏等、大都市圏へ人材が集中する懸念があります。

国においては、大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止する具体的措置として、分野ごとに対策を講じていますが、今後外国人材の受け入れが本格化した際に大都市など特定の地域に集中することなく、地域の人手不足に的確に対応し、本県において必要な人材が確実に確保できるよう、実効性のある対策を国が責任を持って講じることを求めます。

14 三陸沿岸部の海岸線における山腹崩落等対策事業の創設

本県では、東日本大震災により沿岸部の海岸線において山腹崩落や地盤沈下及び津波に起因した海水浸水等の影響による立木の枯損が多く発生しており、県民生活に重大な影響を与える等緊急を要する箇所については、災害関連等の国庫補助事業により対策を実施しているところですが、

しかしながら、その他の箇所については、東日本大震災後の降雨、波浪等により崩落区域が拡大するとともに、流出した土砂及び流木による漁業への影響が顕著になりつつあります。加えて、リアス式海岸の景観を求める観光客の増加が期待される中、景観保全や国土保全の目的からも沿岸部海岸線の山腹崩落箇所への対策が急務となっていますが、これらの地域は、現行の国庫補助事業では、地区指定要件や保全対象等の採択基準を満たすことができず、十分な対策が困難な状況にあります。

つきましては、現行の国庫補助採択基準を満たしていない三陸沿岸部の海岸線における山腹崩落・海岸浸食及び枯損・流木対策に関して、地元負担に配慮した対策事業の創設を求めます。

15 震災ガレキの処理に対する継続的な支援

東日本大震災により漁場へ流出したガレキについては、国の漁場復旧対策支援事業を活用し、専門業者による撤去作業及び操業中に回収されたガレキの処理に係る支援などを行っていますが、漁場に残存しているガレキの量や位置を把握することは難しく、また、水深の深

い場所にあるガレキの回収は困難であることなどから、相当量が漁場に残存しています。

これらのガレキは、台風等によるシケなどにより移動・浮上し、漁業活動の支障となることがあるため、引き続き回収作業を行う必要があります。また、底びき網漁業についても、操業中のガレキの回収が今後も継続すると見込まれることから、その処理に係る支援を長期にわたって継続していく必要があります。

つきましては、漁場へ流出したガレキの撤去及び漁場から回収されたガレキの最終処分に係る経費について、令和3年度以降も全額国庫補助による支援を継続するよう求めます。

さらに、漁場以外の沿岸地域や陸上からもガレキが見つかり、処理費用等の問題が発生していることから、国の支援を求めます。

16 復旧・復興事業における事務の簡素化

被災自治体においては復旧・復興事業の完遂に向けて鋭意努力しているところですが、自治体職員等のマンパワーが不足している状況にあります。

つきましては、早期復興の観点から、提出書類等の見直しなど、完了検査をはじめとする事務の一層の簡素化を求めます。

17 国際リニアコライダー（ILC）の実現

国際リニアコライダー（ILC）は、国が標榜する科学技術創造立国や科学技術外交の実現、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化、さらには人づくり革命等を促し、日本の成長戦略に大きく貢献する極めて重要な計画です。また、ILCは、世界中の研究者、技術者が集結するアジア最大の拠点研究施設であり、その波及効果は日本全国、世界に及びます。特に、建設候補地である東北では、ILCの建設、運用を通して国際的なイノベーション拠点の形成等が進むことが期待され、これにより、世界に開かれた地方創生、東日本大震災からの創造的な復興が実現し、「新しい東北」の扉を開き、ひいては日本の成長にも資するものです。

つきましては、ILCの実現に向けて、関係省庁横断の体制強化や国際的な議論、情報発信等をさらに推進し、誘致について早期に意思表示を行うとともに、ILCを国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワークの形成、震災復興、民間の活力を伸ばす成長戦略、地方創生等の柱に位置付けるよう求めます。

18 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応等

（1）原発事故に起因する風評被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実現

福島第一原子力発電所事故は、本県産業に広範で深刻な被害をもたらしました。農林水産物の出荷制限に伴う損害、検査費用や販路回復費用等の負担、風評被害による減収

などの損害については、東京電力ホールディングス株式会社に対して損害賠償請求を行っているところですが、法令・政府指示等に基づかないことを理由に、十分な賠償に応じないなど、いまだに消極的な姿勢です。観光業の風評被害への請求に対しては、風評の影響が強い外国人観光客が大きく減少する中、観光客減少による減収分を損害から除外し、かつ、提出が困難な立証資料を求めるなど、事業者に負担を強いています。国においては、東京電力ホールディングス株式会社に対して、県境に関係なく被害の実態に応じて、十分かつ迅速な賠償を行うよう、強く指導することを求めます。また、放射線・放射能による影響等に関する不安を解消し、風評被害を防止するため、リスクコミュニケーションの取組を強化し、農林水産物の安全性や放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発を積極的に行うよう求めるとともに、住民の不安解消のために自治体が自発的に行う被害対策について賠償範囲に明示するよう求めます。

(2) 中国、韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応

福島第一原子力発電所事故に伴う放射能対策として、本県では放射性物質の基準値を超える農林水産物が市場に流通することがないように万全の対策を講じ、風評対策に取り組んでいます。いまだに中国や韓国など、諸外国による農林水産物等の輸入規制が行われています。

つきましては、国において、農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、我が国の農林水産物等の安全性の信頼回復を図るとともに、全面輸入停止措置を講じている中国や厳しい規制を続けている韓国、台湾などに対して、一刻も早く輸入規制が撤廃されるよう、引き続き働きかけることを求めます。また、規制していない国への輸出や国内の消費拡大を進めるとともに、特に韓国政府の輸入規制によって大きな被害を受けているホヤについては、国内外における消費拡大に対する国の積極的な支援を求めます。

(3) 海洋への汚染水の流出防止対策、放射性物質の飛散防止対策及び多核種除去設備等（ALPS）処理水の風評被害対策

本県議会では、平成29年9月に「東京電力福島第一原子力発電所におけるトリチウムを含む汚染水の海洋放出を行わないよう求める意見書」を、令和2年3月に「東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の自然界放出を行わないよう求める意見書」を国会や関係省庁に提出しているところであります。

放射性物質を含む汚染水等の海洋への放出は、収束させようとしている風評被害を拡大及び深刻化させるおそれがあることから、国が責任を持って東京電力ホールディングス株式会社を指導・監督することを求めます。

特に、ALPS処理水の取扱いについては、令和2年2月に水蒸気放出及び海洋放出の案が国の多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会から提言されたところですが、ALPS処理水の海洋放出は、本県ひいては我が国の水産業に甚大な風評被害を及ぼすことが懸念されます。政府の基本的な方針の決定に際しては、地元関係者の意見を十分に聴くことはもとより、広く国民の理解が得られるよう東京電力ホールディングス株式会社とともに、情報を的確に伝えるためのリスクコミュニケーション対策と風評被害防止・抑制・補填のための経済対策への丁寧かつ十分な取組を実施するよう求めます。

さらに、廃炉等の措置に当たっては、廃炉作業に伴う粉じんの飛散防止対策を徹底するよう、国が万全の対策を講じることを求めます。

これらの廃炉・汚染水対策に当たっては、国が前面に立って、正確な情報を迅速かつ分かりやすく提供するとともに、必要な対策を安全かつ着実に進めるよう求めます。

(4) 放射能に汚染された廃棄物の処理

放射性物質を含んだ廃棄物の処理を促進するためには、放射線に関する正しい知識の普及啓発のため、国民が分かりやすく安心できる情報を提供することが必要であり、国の取組の一層の充実を求めます。また、8,000 Bq/kg以下の汚染廃棄物の処理には長い期間を要することから、令和3年度以降についても、すべての自治体の処理が終了するまで、技術的支援に加え、全額国の負担による財政支援を行うことを求めます。

加えて、指定廃棄物問題については、国の責任の下、解決までの間、保管の強化や遮へいの徹底など安全の確保に万全を期すための取組を行うことを求めます。あわせて、指定解除後の廃棄物についても、処理先の確保に国として積極的に取り組むよう求めます。